

山形県告示第 303 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 13 条の 2 に規定する土地の区域を指定区域として次のとおり指定する。

令和 7 年 4 月 11 日

山形県知事 吉村 美栄子

指定区域	埋立地の区分
鶴岡市大荒字大戸前 19 番 3	令第 13 条の 2 第 1 号の埋立地
鶴岡市大荒字大戸前 42 番	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）第 12 条の 31 第 1 号の埋立地
村山市大字大淀字小滝 613 番 1 の一部、618 番 1 の一部、618 番 2 の一部、648 番 9 の一部、660 番 1 の一部、662 番 3 の一部、671 番 1 の一部、673 番の一部、692 番 2 の一部、692 番 4 の一部、695 番 1 の一部、699 番の一部、700 番 1 の一部及び 700 番 2 の一部	規則第 12 条の 31 第 2 号の埋立地